

# 新型コロナウイルス感染症に係る町主催イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針

令和2年9月18日

三春町新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1、基本

新型コロナウイルス感染症については、連日、全国で多くの感染者が確認されており、福島県内においても、先月を上回るペースで感染の確認が続いており、依然として厳しい状況にある。

その一方で、検査体制や感染者を受け入れる入院体制は、第1波の時に比べて落ち着いた状態にあり、十分な体制が確保されている。

こうした中、政府は、新型コロナウイルスの感染者が全国的に見ると減少傾向にあることから、大規模イベントの開催制限を緩和することを決定した。

ウィズコロナにおいては、感染拡大を防止しながら、社会活動・経済活動を維持・再生していくことが重要であり、県においても、全国の感染状況や政府の決定内容、さらに県内の感染状況と検査体制・医療提供体制などを踏まえ、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を改定し、徹底した感染防止対策の実施を前提に、9月19日から11月30日までの間、イベントの内容に応じて人数の上限等を緩和することとされた。

これらを踏まえ、令和2年11月30日までの間における「町主催イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針」については、以下のとおりとする。

## 2、イベント等の考え方

「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」(3) イベント等に関する協力依頼の記載事項に基づき次のとおりとする(詳細については「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」のとおり)。

○イベント主催者及び施設管理者の双方において、イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置が「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合には、収容率及び人数上限を緩和する。

① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については50%以内とする。

② 人数上限は、収容人数の50%(収容人数10,000人以下の場合は5,000人)として上限を設定する。

(※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

○全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベント主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

### 【イベント開催制限の考え方】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
  - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内とする。
  - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。

### 【祭り等の行事の開催について】

- ・全国的または広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合には、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的または広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。
- ・開催する場合には、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
- ・イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

## 3、町有施設を使用する場合は、引き続き次のことに留意する。

### （1）事前の周知

- ・当日を含め、イベント参加時や町有施設利用時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等で解熱している状態も含む）、せきやくしゃみ等の呼吸器症状がある方、体調不良の方、

感染地域への訪問歴が14日以内にある方はイベント等への参加又は施設利用をご遠慮いただくことを周知する。

## (2) 開催時等の対応

- ・会場や施設の入り口手指消毒の資材等を配置する。
- ・多くの方が触れる場所（ドアノブ等）をこまめに消毒（アルコールや次亜塩素酸ナトリウム液）する。
- ・換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においては密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ・手の届く範囲に人を密集させないよう、会場等に入る定員をいつもより少なくし、入退場に時間差を設けるなど導線を工夫する。
- ・会場内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ・対面で長時間会話しない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ・イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行することなどの注意事項を周知する。

## (3) 感染拡大防止に係る重要な留意点

- ・各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ・イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

## 4、町民への要請等

町民への外出等自粛要請は行わないこととするが、引き続き感染防止のための取組みと「3つの密」を避けるため、以下の行動などを要請する。

### (1) 日々の暮らしの感染対策

- ・「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に回避すること。
- ・感染防止対策（手指消毒、熱中症予防など状況に応じたマスク着用、大声を避ける、十分な換気、人と人との距離の確保など）を徹底すること。
- ・感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した方等と一緒に過ごす場合は、屋内（家族）等においてもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・「接触確認アプリCOCOA」を活用すること。
- ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
- ・体調に異常を感じたときは「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

### (2) 移動に関する感染対策

#### 【県外に移動する場合の注意事項】

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・移動先（地域）の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底され

ていない施設等は出来るだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど、細心の注意を払った上で、より一層慎重に行動すること。

#### 【感染が拡大している地域に移動する場合の注意事項】

- ・移動の必要性を慎重に判断すること。
- ・3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控えること。
- ・接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための取り組みを行うこと（こうした地域から家族が帰省する場合等を含む）。

(3) 継続的な対策が必要となると見込まれることを踏まえ、「新しい生活様式」を定着させていくことを願います。

※「新しい生活様式」：①一人ひとりの基本的感染対策 ②日常生活を営む上での基本的生活様式 ③日常生活の各場面別の生活様式 ④働き方の新しいスタイル

#### 5、指針の適用期間

この指針の適用期間は、当面の間とする。

#### 6、指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

#### 7、附則

この指針は、令和2年3月4日から施行する。

この指針は、令和2年3月27日から施行する。

この指針は、令和2年4月22日から施行する。

この指針は、令和2年5月6日から施行する。

この指針は、令和2年5月15日から施行する。

この指針は、令和2年5月29日から施行する。

この指針は、令和2年7月13日から施行する。

この指針は、令和2年7月31日から施行する。

この指針は、令和2年8月28日から施行する。

この指針は、令和2年9月18日から施行する。